

訴 状

令和6（2024）年11月13日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士（主任） 亀 石 倫 子

同 水 野 泰 孝

同 井 桁 大 介

同 加 藤 雄 太 郎

同 谷 口 太 規

同 戸 田 善 恭

当事者の表示 別紙「当事者目録」記載のとおり

法廷警察権行使に対する国家賠償請求事件

訴訟物の価額 330万円

貼用印紙額 2万2000円

はじめに

かつて、最高裁判所大法廷は、裁判長が法廷警察権の行使として傍聴人がメモを取ることを制限したことの違法性に関して、「過去において、（中略）荒れる法廷が日常であった当時」と比較し、上告人がメモを取ることを制限された「当時においては、既に大多数の国民の裁判所に対する理解は深まり、法廷において傍聴人が裁判所による訴訟の運営を妨害するという事態は、ほとんど影をひそめるに至っていたこともまた、当裁判所に顕著な事実である」などとして、「合理的根拠を欠いた法廷警察権の行使である」と判断した（レペタ訴訟・最大判平成元年3月8日民集第43巻2号89頁）。

平成11年12月8日、最高裁判所は、「21世紀の司法制度を考える」と題する意見表明を行い、司法制度改革に関する裁判所の基本的な考え方を示した。ここでは、「広く司法制度を国民に利用しやすく、親しみやすいものとし、日々の運用の中でその効用についての理解を深めつつ、長期にわたって改革、改善の努力を継続していくことが何よりも必要である。」と謳われた。

平成の時代を経て、令和の時代になる中で、裁判所はかつてよりも、一層身近な存在になった。法廷や裁判官を舞台にした漫画やテレビドラマは一般的になり、小・中学生が裁判所で傍聴をする姿を目にすることも少なくない。

このような時代において、原告らは、それぞれが強い想いを込めた支援者として、あるいは、自身のアイデンティティの一部として、特定の裁判を傍聴したり、訴訟関係者として訴訟行為をしたりしようとした。これに対しそれぞれの法廷の裁判長は、原告らが身に着ける靴下の柄やパーカー

の文字を隠す、バッジを取り外すといった対応を取らなければ、傍聴等を認めないとの対応を取った。いずれの裁判長も、これらの措置をなすにあたり、その必要性、理由等について、何らの説明もしていない。

無論、裁判長は、法廷の秩序を維持する職責を負っており、一定の場合には、傍聴人や訴訟関係者の服装を制約することなども許される。しかし、それは無制限ではない。裁判長が、主観的に、自由に、傍聴人や訴訟関係者を制約することを許せば、憲法第82条が要請する公開裁判の原則は画餅に帰すことにもなりかねない。また、そのような権力的な対応は、裁判を市民から遠ざけるものとなり、最高裁判所が打ち出し実現しようとした「利用しやすく、親しみやすい」司法の姿とも相反することにもなるだろう。

本訴訟を通して、「法廷における秩序」「裁判が公開されること」の今日的な意義、ひいては、令和の時代における司法と社会のあるべき関係性を、裁判所・市民とともに考えていきたい。

目次

第 1	事案の概要	8
第 2	当事者	8
1	原告鈴木賢	8
2	原告清水一人	9
3	原告小川秀世	9
4	裁判官上田洋幸	9
5	裁判官國井恒志	10
6	被告	10
第 3	原告らそれぞれが争う「公権力の行使」の内容等	10
1	原告鈴木について	10
(1)	原告鈴木が争う「公権力の行使」の内容	10
(2)	原告鈴木が着用していた靴下	11
(3)	原告鈴木の対応	12
(4)	「結婚の自由をすべての人に」訴訟について	12
(5)	本件福岡地裁判決期日の位置付け	13
(6)	本件靴下のレインボー柄を見えないようにさせられたことの原告鈴木にとっての意味	13
2	原告清水について	14
(1)	原告清水が争う「公権力の行使」の内容	14
(2)	原告清水が着用していたバッジ	15
(3)	原告清水が着用していたパーカー	16
(4)	原告清水の対応	16
(5)	袴田事件について	17
(6)	本件バッジを外させられ、本件パーカーの「HAKAMADA」の文字を覆い隠されたことの原告清水にとっての意味	19

3	原告小川について	19
(1)	原告小川が争う「公権力の行使」の内容	19
(2)	原告小川の対応	20
(3)	本件バッジを外させられたことの原告小川にとっての意味	21
第4	法廷警察権について	22
1	原告らそれぞれが争う「公権力の行使」の法的位置付け	22
2	法廷警察権の法令上の根拠	23
3	法律・判例・憲法は行使要件の充足に客観的な根拠を求めていること	23
第5	本件各命令・処置はいずれも法廷警察権の行使要件を満たさず違法である	29
1	本件レインボー柄排除命令は、法廷警察権の行使要件を満たさず違法である	29
(1)	本件靴下の様態、着用方法等	29
(2)	対立の不存在	30
(3)	期日の性質	31
(4)	本件靴下を着用することの相当性	32
(5)	小括	32
2	本件バッジ排除命令（清水）は、法廷警察権の行使要件を満たさず違法である	32
(1)	本件バッジの様態、着用方法等	32
(2)	対立の不存在	33
(3)	期日の性質（本件再審公判第13回期日までの経緯等）	34
(4)	本件バッジを着用することの相当性	34
(5)	小括	35

3	本件パーカー文字排除処置は、法廷警察権の行使要件を満たさず違法である	35
(1)	パーカーの様態、着用方法等	35
(2)	対立の不存在	36
(3)	期日の性質（本件再審公判第13回期日までの経緯等）	37
(4)	本件パーカーを着用することの相当性	37
(5)	小括	37
4	本件バッジ排除命令（小川）は、法廷警察権の行使要件を満たさず違法である	38
(1)	本件バッジの様態、着用方法等	38
(2)	対立の不存在	39
(3)	期日の性質（本件再審公判第14回期日までの経緯等）	40
(4)	本件バッジを着用することの相当性	40
(5)	小括	41
第6	本件各命令・処置はいずれも国家賠償法第1条第1項の規定にいう違法な公権力の行使にあたる	41
1	レペタ訴訟最大判の判断枠組みとしての「特段の事情」	41
2	「荒れる法廷」は遥か昔のことである	42
3	本件レインボー柄排除命令は、国家賠償法第1条第1項の規定にいう違法な公権力の行使にあたる	44
(1)	目的、範囲の著しい逸脱	44
(2)	方法の甚だしい不当性	44
(3)	小括	45
4	本件バッジ排除命令（清水）は、国家賠償法第1条第1項の規定にいう違法な公権力の行使にあたる	45
(1)	目的、範囲の著しい逸脱	45

(2) 方法の甚だしい不当性	46
(3) 小括	47
5 本件パーカー文字排除処置は、国家賠償法第1条第1項の規定に いう違法な公権力の行使にあたる	47
(1) 目的、範囲の著しい逸脱	47
(2) 方法の甚だしい不当性	48
(3) 小括	49
6 本件バッジ排除命令（小川）は、国家賠償法第1条第1項の規定に いう違法な公権力の行使にあたる	49
(1) 目的、範囲の著しい逸脱	49
(2) 方法の甚だしい不当性	50
(3) 小括	51
第7 原告らそれぞれに生じた損害	51
1 原告鈴木について	51
2 原告清水について	52
3 原告小川について	52
第8 結論	52

請求の趣旨

- 1 被告は、原告鈴木賢に対し、金110万円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
 - 2 被告は、原告清水一人に対し、金110万円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
 - 3 被告は、原告小川秀世に対し、金110万円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
 - 4 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決を求める。

請求の原因

第1 事案の概要

本訴訟は、原告らそれぞれが、特定の訴訟を担当する裁判体の裁判長より、裁判所法（昭和22年法律第59号）第71条第2項に基づく法廷警察権の行使として、服装の制約を受けたり、バッジを外させられたりしたことについて、各法廷警察権の行使は同項の定める要件を満たさず違法であり、かつ、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項にいう違法な公権力の行使にもあたることから、これにより被った精神的苦痛に対して、国家賠償を求めるものである。

第2 当事者

1 原告鈴木賢

原告鈴木賢（以下「**原告鈴木**」という。）は、法学の研究者（明治大学教授、北海道大学名誉教授）であり、現代中国法及び台湾法の各分野、「L G B T Q +」などと表記されるいわゆる性的マイノリティの権利保障等を、主たる研究テーマとする（甲 1、甲 2）。

2 原告清水一人

原告清水一人（以下「**原告清水**」という。）は、下記第 3・2・(5)にて述べる、袴田巖氏（以下「**袴田氏**」という。）を再審請求人とする「**袴田事件**」を支援するため、令和 2 年に「袴田サポーターズ・クラブ」（以下「**本件クラブ**」という。甲 3）を立ち上げ、以後、現在まで、その代表を務める者である（甲 4）。

3 原告小川秀世

原告小川秀世（以下「**原告小川**」という。）は弁護士であり（静岡県弁護士会所属／修習期：第 3 6 期。甲 5）、昭和 5 9 年の弁護士登録と同時に袴田事件について袴田氏の再審無罪を求める弁護団（以下「**袴田弁護団**」という。）に加わり、袴田弁護団の事務局長と主任弁護人を兼務するなどした者である（甲 6）。

4 裁判官上田洋幸

- (1) 裁判官上田洋幸（以下「**裁判長上田**」という。）は、現在、福岡地方裁判所第 6 民事部に所属する裁判官（司法修習期：第 4 8 期）であり、部総括判事の地位にある（甲 7）。
- (2) 裁判長上田は、令和 5 年 6 月 8 日、福岡地方裁判所の第 1 0 1 号法廷前の廊下において、裁判所職員を介して、原告鈴木に対し、後記第 3・1・(1)にて述べる「**本件レインボー柄排除命令**」を出した（甲 2、甲 8）。

5 裁判官國井恒志

(1) 裁判官國井恒志（以下「**裁判長國井**」という。）は、現在、静岡地方裁判所刑事部に所属する裁判官（司法修習期：第46期）であり、部総括判事の地位にある（甲9）。

(2) 裁判長國井は、令和6年4月24日、静岡地方裁判所の第202号法廷前の廊下において、裁判所職員を介して、原告清水に対し、後記第3・2・(1)にて述べる「**本件バッジ排除命令（清水）**」を出し、また「**本件パーカー文字排除処置**」を取った（甲4、甲10）。

また、裁判長國井は、令和6年4月24日、静岡地方裁判所の第202号法廷内において、自ら、原告小川に対し、後記第3・3・(1)にて述べる「**本件バッジ排除命令（小川）**」を出した（甲6）。

6 被告

裁判官は、特別職の公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第3項第13号）にあたり、裁判官による違法行為に対する損害賠償請求訴訟の被告は「国」となる（国家賠償法第1条第1項参照）。

第3 原告らそれぞれが争う「公権力の行使」の内容等

1 原告鈴木について

(1) 原告鈴木が争う「公権力の行使」の内容

本訴訟において、原告鈴木が違法性を争う「公権力の行使」の内容は、次のとおりである。

すなわち、原告鈴木が、令和5年6月8日、下記(4)で述べる「**結婚の自由をすべての人に**」訴訟の一つとして福岡地方裁判所に提起された訴訟（令和元年（ワ）第2827号、令和3年（ワ）第447号。以下「**本件**」

福岡地裁訴訟」という。)の判決言渡期日(以下「本件福岡地裁判決期日」という。)を傍聴するため、判決言渡しが行われる福岡地方裁判所の第101号法廷に入ろうとしたところ、同訴訟を担当する裁判体の裁判長である裁判長上田の指示を受けた裁判所職員が、原告鈴木に対し、原告鈴木が着用していた下記(2)で述べる「本件靴下」の「レインボー柄」が見える状態では入廷できないとして、レインボー柄を見えないようにするよう命じた行為である(甲2、甲8。以下、この命令をもって「本件レインボー柄排除命令」という。)

なお、当該裁判所職員は、レインボー柄のマスクを付け替えさせるための白色マスク、及び、衣服等におけるレインボー柄等を隠すためのガムテープを所持していた。

裁判長上田及び裁判所職員は、原告鈴木に対して、本件レインボー柄排除命令をなすにあたり、その必要性、理由等について、何らの説明も行っていない。

(2) 原告鈴木が着用していた靴下

原告鈴木が着用していた靴下(以下「本件靴下」という。)は、次のとおりである(写真1参照)。

すなわち、本件靴下は、綿、ポリエステルなどの素材からなり、白色の生地の上に、3本のラインが入っている。本件靴下のボディ部は約20cmであり、3本のラインは、ボディ部の上部から、上から順に、赤色及びオレンジ色(幅約15mm)、黄色及び緑色(幅約20mm)、青色及び紫色(幅約15mm)にてそれぞれ構成されており、ラ



写真1：本件靴下

インの間は各約 7 mm 空いている（合計 6 色からなる 3 本のラインである。これら 6 色の配色のライン柄をもって、以下「**レインボー柄**」という。甲 1 1）。

本件靴下は、大手コンビニエンスストアのファミリーマートにおいて「ラインソックス Line Socks」という名称の商品のひとつとして販売されていた。

原告鈴木は令和 4 年に本件靴下を 2 足購入して、本件福岡地裁判決期日を傍聴する日に、うち 1 足を着用した（甲 2。残り 1 足は、購入時のまま保管されている。）。

本件福岡地裁判決期日の当日、原告鈴木は、半ズボンを着用していたため、本件靴下のレインボー柄が見える状況にあった（甲 8）。

(3) 原告鈴木への対応

原告鈴木は、本件福岡地裁訴訟の判決言渡しを傍聴するため、やむを得ず、本件レインボー柄排除命令に応じ、身に付けていた本件靴下を内側に折り込んで、レインボー柄を隠した。

裁判長上田の指示を受けた裁判所職員は、原告鈴木が身に付けていた本件靴下のレインボー柄が見えないようにされたことを確認して、第 101 号法廷への入室を認め、原告鈴木は、本件福岡地裁訴訟の判決言渡しを傍聴することができた。

(4) 「結婚の自由をすべての人に」訴訟について

現行法上、我が国では、異性間でのみ、法律上の婚姻が認められている。同姓同士の結婚を求める当事者らは、令和元年 2 月 14 日、かかる法制度が違憲であると主張して、札幌、東京、名古屋、大阪の各地方裁判所にて国家賠償請求訴訟を提起し、同年 9 月 5 日には福岡地方裁判所にて同様の

訴訟を提起した。また、令和3年3月14日には、東京地方裁判所にて第二次となる国家賠償請求訴訟が提起された（以上、甲12参照。これら一連の訴訟をもって、以下「**結婚の自由をすべての人に**」訴訟」という。）。

これら一連の訴訟及び運動は広く強く社会的な関心を集め、多くのメディアで取り上げられた。多数の支援団体が結成され、また国会に制度変更を求める意見書等がさまざまな団体で採択された。

一連の訴訟の多くの期日では、傍聴可能人数を上回る傍聴希望者が集まり、抽選が行われた。本件福岡地裁訴訟についても同様である。

(5) 本件福岡地裁判決期日の位置付け

本件福岡地裁訴訟は、令和4年12月8日に開かれた第11回期日において弁論が終結しており、本件福岡地裁判決期日は、第12回期日にあたる。この期日では、判決言渡しが予定され、実際、判決の言渡しのみが行われた（甲13）。

(6) 本件靴下のレインボー柄を見えないようにさせられたことの原告鈴木にとっての意味

本件靴下を着用して本件福岡地裁判決期日を傍聴しようとした原告鈴木にとって、本件レインボー柄排除命令を受け、本件靴下のレインボー柄を見えないようにさせられたことは、単に服装の制約を受けたということにとどまらない。性的マイノリティの権利保障の研究者として、支援者として、そして自身が性的マイノリティにある者として、原告鈴木にとってレインボー柄は象徴的な特別な意味をもっている。

レインボー柄は、1977年にサンフランシスコで行われた性的マイノリティのプライド・パレードで初めて用いられた。アーティストのギルバート・ベイカー氏が性的マイノリティのシンボルとして考案したとされ、

それぞれの色には意味が込められている。以降、世界中において、性的マイノリティの当事者・支援者たちの連帯やアイデンティティを象徴するものとなった（甲14）。

原告鈴木は、日常的にレインボー柄のストラップをバッグにつけて生活しており、プライド・パレードなど性的マイノリティに関連するイベントに参加する際には加えてレインボー柄の装飾品や衣服を身につけている。原告鈴木にとってレインボー柄を身につけることは、自らのアイデンティティの確認であるとともに、差別を受けてきた性的マイノリティ当事者へ連帯を示す意味がある。

本件福岡地裁判決期日を傍聴するにあたり本件靴下を身に着けていたことも同様である。判決当日は、自らのアイデンティティを確認し、かつ性的マイノリティへの連帯を示すために、本件靴下を着用していた。

原告鈴木にとって、裁判所という権力機関によりレインボー柄を隠させられることは、憲法第13条に基づき尊重されるべきアイデンティティに対する侵襲を受けたことにほかならない。

2 原告清水について

(1) 原告清水が争う「公権力の行使」の内容

本訴訟において、原告清水が違法性を争う「公権力の行使」の内容は、次のとおりである。

すなわち、原告清水は、下記(5)で述べる袴田事件の再審公判（平成20年（た）第1号。以下「**本件再審公判**」という。）の第1回期日から欠かさず傍聴抽選に臨んでいたが、令和6年4月24日の第14回期日において初めて抽選に当たり、本件再審公判を傍聴する機会を得た。原告清水が、静岡地方裁判所の第202号法廷に入ろうとしたところ、本件再審公判を担当する裁判体の裁判長である裁判長國井の指示を受けた、刑事部訟廷管

理課に所属する管理官である土屋氏（以下「土屋管理官」という。）が、入廷前の所持品検査中に原告清水が着用する本件バッジの存在を認識し、裁判長國井の意向をその場で電話を用いて確認した上、原告清水に対し、原告清水が着用していた下記(2)で述べる「本件バッジ」が見える状態では入廷できないとして、その取外しを命ずるとともに（以下、この命令をもって「本件バッジ排除命令（清水）」という。）、同じく原告清水が着用していた下記(3)で述べる「本件パーカー」の「HAKAMADA」の文字が見える状態では入廷できないとして、それを見えないように養生テープを重ねて貼り付ける処置を執った（以下、この処置をもって「本件パーカー文字排除処置」という。以上、甲4）。なお、土屋管理官は、原告清水が袴田氏の支援者であることを従前から知っていた。

裁判長國井及び土屋管理官は、原告清水に対して、本件バッジ排除命令（清水）及び本件パーカー文字排除処置をなすにあたり、その必要性、理由等について、何らの説明も行っていない。

(2) 原告清水が着用していたバッジ

原告清水が着用していたバッジ（以下「本件バッジ」という。写真2参照）は、本件クラブの会員章であり、原告清水がデザインしたものである（甲4）。

本件バッジは、直径21mmの円状であり、中央部分には黄緑色の背景の上に椿の花が描かれ、外周部分には白色の背景の上に「HAKAMATA SUPPORTERS CLUB」（1文字あたり、高さ約2mm、幅約1mm）及び「幸せの花」（1文字あたり、高さ約2mm、幅約2mm）との茶色の文字がそれぞれ配置されている（甲15）。



写真2：本件バッジ

(3) 原告清水が着用していたパーカー

原告清水が着用していたパーカー（以下「本件パーカー」という。写真3参照）は、袴田氏を支援する「日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会」（以下「本件支援委員会」という。）が、令和3年12月から翌月にかけて、インターネット上で寄付を集めるクラウドファンディングを実施した際に、寄付者への返礼品とされたものの一つである。原告清水は、このクラウドファンディングで寄付をして、本件パーカーを返礼品として入手して以来、活動の折に触れて着用している（甲4）。

本件パーカーは、灰色の下地のフード付きのものであり、背中側の上段に「FREE HAKAMADA」の文字、中段にボクシングのグローブのデザイン、下段に「THE FINAL ROUND GONG」の文字、最下段に「JAPAN PRO BOXING ASSOCIATION」の文字が、それぞれ黒色でデザインされている。

「FREE HAKAMADA」の文字は、一文字あたり、高さ約35mm、幅約20mmである（以上、甲16。写真4参照）。

(4) 原告清水の対応

原告清水は、本件再審公判第14回期日を傍聴するため、やむを得ず、本件バッジ排除命令（清水）に応じ、身に付けていた本件バッジを外して、法廷外に設置された箱に入れた。



写真3：本件パーカー



写真4：本件パーカー背中部分

また、同じく、原告清水は、本件再審公判第14回期日を傍聴するため、やむを得ず、本件パーカー文字排除処置に応じ、原告清水が着用するパーカーの「HAKAMADA」の文字の上に、裁判長國井の指示を受けた裁判所職員が養生テープを重ねて貼り付けることに、抵抗せずに応じた（甲4、甲10。写真5参照）。

これらの対応・処置を経て、土屋管理官は、原告清水が第202号法廷に入室することを認め、原告清水は、本件再審公判第14回期日を傍聴することができた。



写真5：当日の様子（静岡新聞令和6年4月27日デジタル版より。甲10）

(5) 袴田事件について

昭和41年6月30日午前2時、静岡県の味噌製造会社の専務宅が全焼し、焼け跡から4名の死体が発見された。同社の従業員であった袴田氏が犯人であるとして逮捕・起訴された。第一審は袴田氏の死刑判決を言い渡した。控訴審の棄却判決を経て、昭和55年11月19日、最高裁判所が上告棄却をしたことにより、袴田氏の死刑判決が確定した。

袴田氏はえん罪であるとして、昭和56年4月20日、再審請求が申し立てられたが、平成20年3月24日、最高裁判所は特別抗告を棄却し、再審請求を棄却した静岡地方裁判所の決定が確定した。

平成20年4月25日、第二次の再審請求が申し立てられた。平成26年3月27日、静岡地方裁判所は、再審を開始するとともに、死刑及び拘置の執行を停止する旨の決定をし、同日、袴田氏は釈放された。

上記決定に対し、検察官による即時抗告、東京高等裁判所による再審開始決定の取消し、再審請求人による特別抗告、最高裁判所による破棄差戻し、東京高等裁判所による検察官による即時抗告の棄却決定を経て、令和5年3月、再審開始決定が確定した（以上、甲17）。

再審開始決定の確定後、令和5年10月27日から静岡地方裁判所にて16回にわたり再審公判が開かれた。期日の経過は、次のとおりである。

回数	日にち	備考
第1回期日	令和5年10月27日	
第2回期日	令和5年11月10日	
第3回期日	令和5年11月20日	
第4回期日	令和5年12月11日	
第5回期日	令和5年12月20日	
第6回期日	令和6年1月16日	
第7回期日	令和6年1月17日	
第8回期日	令和6年2月14日	
第9回期日	令和6年2月15日	
第10回期日	令和6年3月25日	鑑定人尋問
第11回期日	令和6年3月26日	鑑定人尋問
第12回期日	令和6年3月27日	鑑定人尋問
第13回期日	令和6年4月17日	
第14回期日	令和6年4月24日	証拠調（書証）、 本件バッジ排除命令（清水）、 本件バッジ排除命令（小川）
第15回期日	令和6年5月22日	結審
第16回期日	令和6年9月26日	判決言渡し

令和6年9月26日、静岡地方裁判所において再審無罪判決が言い渡され、検察官の控訴なく袴田氏の無罪が確定した（殺人事件の発生から、死刑判決の確定、再審開始決定の確定、再審無罪の確定までの一連の経緯を含めて、以下「袴田事件」という。）。

(6) 本件バッジを外させられ、本件パーカーの「HAKAMADA」の文字を覆い隠されたことの原告清水にとっての意味

本件バッジ及び本件パーカーを着用して、本件再審公判の期日を傍聴しようとした原告清水にとって、理由を示されることもなく、本件バッジ排除命令（清水）を受け、本件パーカー文字排除処置がなされたことは、単に服装の制約を受けたということにとどまらない。

原告清水は、長年にわたり袴田氏の支援団体の代表としてその支援活動に携わっている。支援活動は、原告清水にとっての生活の一部となりアイデンティティを構成していた。本件バッジはその支援活動の象徴である。支援者としてのアイデンティティを自ら確認し、苛酷な人生を強制された袴田氏に思いを馳せて、かつ他のサポーターとの連帯を示すために、毎日欠かさず本件バッジを身につけて生活している。

原告清水にとって、裁判所という権力機関により本件バッジを取り外させられたり、支援をしてきた袴田氏を指す「HAKAMADA」の文字の上にも養生テープを貼られたりしたことは、憲法第13条に基づき尊重されるべきアイデンティティに対する侵襲を受けたことにほかならない。

3 原告小川について

(1) 原告小川が争う「公権力の行使」の内容

本訴訟において、原告小川が違法性を争う「公権力の行使」の内容は、次のとおりである。

すなわち、原告小川は、袴田氏の弁護人として、本件再審公判の第1回期日から一貫して公判に出廷し弁護活動に従事していた。第13回期日まで、原告小川をはじめとする袴田弁護団の複数の弁護士や、袴田氏の実姉で本件再審公判における補佐人である袴田ひで子氏は、それぞれ本件バッジを着用していたが、その取外しを命じられたことはなかった。

令和6年4月24日、本件再審公判第14回期日が開かれたが、途中休憩の際、裁判長國井から袴田弁護団に対し、原告小川を含む袴田弁護団の一部の弁護士が着用していた本件バッジを近くで見せるよう指示がなされた。袴田弁護団の弁護士の一人が裁判長國井に近づき、本件バッジを外して見せると、裁判官國井は、弁護団のうち、原告小川を含む本件バッジを着用する者に対して、本件バッジを取り外すよう命じた。一部の弁護士はこれに応じたが、原告小川はこれに応じずにバッジを着用したまま休憩明けの公判期日に出廷した。裁判官國井は、重ねて本件バッジの取外しを命ずることはしなかった。しかし、裁判長國井は、本件再審公判第14回期日の終わり際に、法廷内において、原告小川らに対し、次回以降の期日においては本件バッジを着用せずに出廷することを命じた（以下「**本件バッジ排除命令（小川）**」という。甲6）。

裁判長國井は、原告小川に対して、本件バッジ排除命令（小川）をなすにあたり、その必要性、理由等について、何らの説明も行っていない。

(2) 原告小川の対応

本件再審公判第14回期日後、原告小川は、本件再審公判の裁判体あてに、令和6年5月10日付けで、本件バッジの着用を認めることを求める旨の「**バッジを外す指示に対する意見書**」（甲18）を提出した（なお、原告小川は、國井裁判長による法廷警察権の行使に関し、同裁判体及び裁判

長國井に対して提出した令和6年2月26日付け申入書においても、これを中止するよう申し入れていることについて、甲19)。

翌日である5月11日、静岡地方裁判所の書記官から原告小川あてに、当該意見書を踏まえてなお、本件バッジの着用は認められない旨の電話があった。これを受けて、原告小川は、本件再審公判の第15回期日（令和6年5月22日）及び判決言渡期日（同年9月26日）においては、袴田氏の弁護人としての職務を全うするためにやむを得ず、本件バッジを着用せずに出廷した。

なお、本件再審公判において、当事者席に補佐人の立場で毎回出席していた袴田ひで子氏も、本件再審公判の第15回期日及び判決言渡期日において本件バッジを着用することができなかった。

(3) 本件バッジを外させられたことの原告小川にとっての意味

本件バッジを着用して、本件再審公判に臨もうとしていた原告小川にとって、理由を示されることもなく、本件バッジ排除命令（小川）を受け、本件バッジを取り外させられたことは、単に服装の制約を受けたということにとどまらない。

原告小川は、弁護士登録以来、約40年にわたり袴田弁護団の一員として袴田氏の弁護人としてその権利の回復にかかわってきた。原告小川にとって、その活動は職業としての弁護活動を超え、一種のライフワークとなっていた。

また、原告小川は、本件バッジ排除命令（小川）がなされた時点において、袴田弁護団の主任弁護人かつ事務局長の立場にあった。原告小川にとって、袴田事件の公判に出廷できず弁護活動に従事できないということは、端的に弁護権（憲法第34条前段及び第37条第3項）に対する直接的で強力な侵害を意味する。

さらに、原告小川にとって本件バッジの着用は弁護活動の一環でもあった。死刑再審事件という困難な弁護活動を行うためには、支援者との連帯が欠かせない。最終的に再審開始決定及び無罪判決をもたらした重要な証拠収集活動や再現実験等の多くは、弁護団が支援者と協働しながら行ったものであり、支援者の存在及び協力は弁護活動に不可欠であった。原告小川は支援者を増やすため、講演等の活動や支援者との情報共有を長年続けており、法廷における本件バッジの着用もその一環であった。

このように、原告小川にとって、本件バッジ排除命令（小川）を受け、本件バッジを外さなければ裁判所という権力機関により公判廷への出廷を拒絶されるという扱いを受けたことは、憲法第13条に基づき尊重されるべきアイデンティティに対する侵襲並びに憲法第34条前段及び第37条第3項に基づき保障される弁護権に対する侵害を受けたことにほかならない。

第4 法廷警察権について

1 原告らそれぞれが争う「公権力の行使」の法的位置付け

本件レインボー柄排除命令、本件バッジ排除命令（清水）、本件パーカー文字排除処置、及び本件バッジ排除命令（小川）（これら4つの命令及び処置をあわせて、以下「**本件各命令・処置**」という。）は、これらがなされた状況等に照らして、法廷警察権の行使としてなされたものである。

庁舎に立ち入ることを禁じるものではなく、また庁舎を管理する裁判所所長（裁判所の庁舎等の管理に関する規程（昭和43年最高裁判所規程第4号）第2条参照）に命じられたものではないから庁舎管理権の行使ではなく、事件の具体的内容と直接関わりなく命じられたものであるから訴訟指揮権（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第148条、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第294条）の行使でもない。

2 法廷警察権の法令上の根拠

法廷警察権の法令上の根拠は、裁判所法第71条である。

同条第1項は「法廷における秩序の維持は、裁判長又は開廷をした一人の裁判官がこれを行う。」として、法廷における秩序の維持は合議体による審理の場合には裁判長が責任を負う旨を定める。

合議体審理の場合、法廷警察権を行使することができるのは裁判長であるが、裁判長は、裁判所職員に指示して（裁判所職員を介して）これを行ってもできる（甲20・30頁）。法廷警察権行使の相手方は、当該訴訟の当事者に限らず、傍聴人ないし傍聴しようとする者も含まれる。また、法廷の秩序を維持するに必要な限り、法廷の内外を問わず裁判官が妨害行為を直接目撃または聞知し得る場所まで及び、審理中の時間のほか、これに接着する前後の時間も含まれる（最判昭和31年7月17日刑集10巻7号1127頁。同・28頁）。

法廷警察権の行使要件は同条第2項に定められている。同項は「裁判長又は開廷をした一人の裁判官は、法廷における裁判所の職務の執行を妨げ、又は不当な行状をする者に対し、退廷を命じ、その他法廷における秩序を維持するのに必要な事項を命じ、又は処置を執ることができる。」と定める。

3 法律・判例・憲法は行使要件の充足に客観的な根拠を求めていること

(1) ここで強調しておくべきことは、裁判長が法廷警察権を行使することができるのは、裁判所法第71条第2項が定める2類型のみであるということである。

第1の類型は、法廷警察権行使の相手方が、「法廷における裁判所の職務の執行を妨げ」る者にあたる場合である。ここにいう「法廷における裁判所の職務の執行を妨げ」る行為とは、「法廷における静粛で秩序正し

い手続の進行を妨害する行為」であり、「裁判官その他裁判所職員、検察官、弁護士、被告人等に対する暴行および暴言ならびに喧騒行為が代表的なもの」と解されている。

第2の類型は、法廷警察権行使の相手方が、「不当な行状をする者」にあたる場合である。「不当な行状」とは、「法廷において一般に守られるべき節度」を欠く行為、態度、服装等であり、「飲酒酩酊のうえでの入廷、廷内での飲食喫煙、異様な服装、暴言、暴行等」がこれにあたりとされる。「異様な服装」についてはさらに具体的に、「法廷内において、はちまき、ゼッケン、腕章等を着用することは、通常「不当な行状」に当るであろう。」と解されている（以上、甲20・31頁、33頁）。

- (2) 「法廷における裁判所の職務の執行を妨げ」る者、又は、「不当な行状をする」者という2類型いずれについても、類推解釈や拡張解釈は許されない。裁判長等は、法廷警察権を行使するにあたり、客観的事由に基づき、これら2類型にあたるか否かを判断する必要がある。

なぜならば、「法廷警察権の行使は、傍聴の自由あるいは報道の自由さらには、弁護権、裁判を受ける権利等にも影響するきわめて重大な権限であるから、決して恣意的に行われてよいものではない」ためであり、裁判所法は、裁判長による恣意的な運用を制限するために、「法廷警察権の対象となる行為を明らか」にしているのである（甲20・31頁）。

- (3) 最高裁判所が傍聴人に対する法廷警察権の行使の要件をより具体的に定めるものとして、裁判所傍聴規則（昭和27年最高裁判所規則第21号。甲21）がある。

同規則は、第1条本文で「裁判長・・・は、法廷における秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴につき次に掲げる処置をとる

ことができる。」と定めた上で、同条第2号にて「裁判所職員に傍聴人の被服又は所持品を検査させ、危険物その他法廷において所持するのを相当でないと思料する物の持込みを禁じさせること。」と、第3号にて「前号の処置に従わない者、児童、相当な衣服を着用しない者及び法廷において裁判所又は裁判官の職務の執行を妨げ又は不当の行状をすることを疑うに足りる顕著な事情が認められる者の入廷を禁ずること。」と定める。

同条第3号が、裁判所法第71条第2項が定める2類型いずれについても「疑うに足りる顕著な事情が認められる」ことを要求しているのは、上記(2)にて述べたとおり、裁判長が法廷警察権を行使するにあたり、客観的事由に基づき、これら2類型にあたるか否かを判断する必要があるためである。

(4) 以上の点は、最高裁判決とも整合している。

最大判平成元年3月8日民集43巻2号89頁（以下「レペタ訴訟最大判」という。甲22。この調査官解説として、甲23）は、傍聴人がメモを取る行為が、裁判所法第71条第2項にいう「法廷における裁判所の職務の執行を妨げ」といえるかとの検討において、メモを取る行為を一般的に制約した上で上告人にこれを許可しなかった裁判長の措置「を妥当なものとして積極的に肯認し得る事由を見出すことができない。上告人がメモを取ることが、法廷内の秩序や静穏を乱したり、審理、裁判の場にふさわしくない雰囲気醸し出したり、あるいは証人、被告人に不当な影響を与えたりするなど公正かつ円滑な訴訟の運営の妨げとなるおそれがあったとはいえない」として、同措置について、「合理的根拠を欠いた法廷警察権の行使である」と判示する。

最高裁は、この文脈においては、裁判長の裁量の問題として論じていない。条文の要件を満たす客観的な事由の有無につき、特定の法令や事

実関係に照らして最高裁判所が自ら行う判断を、司法行政権の行使主体である当該裁判長の判断と比べ、最高裁判所の判断が裁判長の判断とは異なることを理由に裁判長の判断を違法として審査している（いわゆる判断代置審査手法）。

その審査の内容としても、「特に具体的に公正かつ円滑な訴訟の運営の妨げとなるおそれがある場合においてのみ、法廷警察権によりこれを制限又は禁止するという取扱いをすることが望ましい」と述べており、抽象的・一般的なおそれでは足りないことを前提としている。実際に、最高裁は、上記のとおり、公正かつ円滑な訴訟の運営の妨げとなるおそれがあったといえるか否かについて、事案に照らして具体的に検討し、そのようなおそれはなかったとしている。

このように、レペタ訴訟最大判を踏まえれば、裁判長の法廷警察権の違法性の審査においては、判断代置審査手法を用いて、裁判所法の定める2類型を充足する具体的事情があったといえるか否かを判断しなければならない。

- (5) さらに憲法の趣旨や理念に照らしても、法廷警察権の行使が認められる2類型について、拡張解釈や類推解釈、あるいは、裁判長の主観的な認識に基づくその該当性判断は、司法における重要な価値を毀損するものであり、許されない。本件との関係では、傍聴の自由と弁護権が特に重要である。

ア 傍聴の自由は、憲法第82条第1項に基づく公開裁判の原則が当然にその内容とするものである（芦部信喜著・高橋和之補訂『憲法（第八版）』379頁（甲24））。

同項は、裁判手続を一般に公開して審判が公正に行われることを保障し、ひいては国民の権利の保護を確保するとともに、裁判に対する

国民の信頼を維持しようとする趣旨とされる（レペタ訴訟最大判参照）。

より平易には、「まず裁判官は公衆の環視と注目の下に置かれるので、不当な、あるいは怠惰な行動が困難となる。訴訟当事者は、密室の中では制約されゆがめられるおそれのある攻撃・防御方法をその懸念なしに展開する可能性、つまり豊かで公平な弁論の機会が保障される。証人・鑑定人は真実と節度と注意が要求される。そして結果的に裁判の充実がもたらされ、密室の中で行われた裁判よりも、公開裁判を経て行われた裁判の方が人々からはるかに多くの信頼を獲得することができる」（渋谷秀樹『憲法（第3版）』674頁（甲25））と説明される。

公開裁判の原則は、近世において専制君主や権力者の恣意による裁判を排除し、厳正かつ公正な裁判を担保するために生まれたという経緯があり、近代司法の基本原則とされ、明治憲法第59条においても保障されていた。

しかし、明治憲法下で秘密裁判が行われ、政治的な弾圧の温床になったという反省から、現行憲法においては公開の例外を相当程度限定する形で憲法第82条2項が定められており、現行憲法の定める公開裁判の原則は比較法的にも厳格なものとされている（加藤一郎編『註解日本国憲法 下巻』1238頁以下（甲26）参照）。

傍聴人ないし傍聴をしようとする者に対して条文に基づかない安易な法廷警察権の発動が行われ、特に本件各命令・処置のように裁判所の命令に従わなければ入廷することを事前に禁じることが広く行われるとすれば、公開裁判の原則を潜脱し、実質的に秘密裁判を原則とする運用も可能となる。また、裁判を傍聴しようとする市民の行動に萎縮的な影響が及び、傍聴そのものを差し控えさせる可能性も生じ

る。かかる状況が常態化すれば、裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障した憲法第82条第1項の趣旨が没却され、ひいては司法に対する国民の信頼も損なわれかねない。

イ 弁護権は、刑事訴訟において主に弁護人が行使する、公判廷で活動する権利、接見交通権、証拠書類等の閲覧謄写権等、被疑者や被告人の利益を擁護するために認められた権利である。被疑者・被告人の立場から見て、憲法第34条前段及び第37条第3項により保障される弁護人の援助を受ける権利という意味で用いられる場合もあるが、両者は表裏一体である。

弁護人による弁護権の行使は刑事訴訟に不可欠である。被告人の相手方である検察官は、組織的かつ強力な捜査権限を有する法律専門家であるのに対し、被告人は法律的知識に乏しく、犯罪の嫌疑により心理的にも劣弱で、対等な防御権の行使を期待できない。そこで、検察官と同等の法的能力を有する弁護人による援助が必要になる。このことは、当事者主義を採用する現行の刑事訴訟法において、当事者主義を実質的なものとするために、一層重要である（『刑事訴訟法講義案（四訂補訂版）』44頁以下（甲27））。

そして、弁護人は、公正な刑事司法に協力する公的ないし公益的な地位を有するが、「ここに協力というのは妥協的なそれではなくいわば闘争的なそれであり、被告人の正当な利益を主張してゆずらぬことによって正しい裁判に協力するのである」（団藤重光『新刑事訴訟法綱要（七訂版）』115頁（甲28））。

仮に、法廷警察権の行使として、本来の目的を逸脱し不必要に弁護人の法廷における活動を制約することが広く許容された場合、それは弁護人に対して裁判所に対する妥協的な協力を強いることを意味する。そうなれば、弁護人は被告人の正当な利益の保護という職責を果

たすことができなくなる。弁護人の法廷での活動を制約する法廷警察権の行使は、刑事訴訟の基本構造を揺るがしかねない問題であり、この点も裁判所法第71条第2項の解釈適用において重要な指針となる。

- (6) 以上のように、裁判長の法廷警察権の行使が、裁判所法第71条第2項が定める2類型の要件を満たすか否かの審査においては、同項の条文の定め方、裁判所傍聴規則の規定、レペタ訴訟最大判の判示、そして憲法の趣旨や理念に照らし、拡張解釈や類推解釈は許されず、客観的事由の有無に関する判断代置審査手法により厳格に審査されなければならない。

第5 本件各命令・処置はいずれも法廷警察権の行使要件を満たさず違法である

1 本件レインボー柄排除命令は、法廷警察権の行使要件を満たさず違法である

(1) 本件靴下の様態、着用方法等

本件靴下には、特定の文字は印字されていない。全面がレインボー柄というわけではなく、白地の一部にレインボー柄があしらわれているのみである。また、例えばレインボー柄のマスクなどとは異なり、靴下として着用したときには足下に位置するから、他者の目を引く程度は限定的である。特に、傍聴人が着用し、当該傍聴人が傍聴席に座った場合には、柵を挟んだ訴訟関係人からはほとんど見えない。光、音、匂いなど法廷の訴訟進行を害する要素も皆無である。よって訴訟関係人が心理的威圧を受けたり、忌避感を抱いたりする具体的な可能性はおよそ存在しない。周囲の傍聴人による傍聴を一切妨害するものでもない。

また、原告鈴木が殊更に足を掲げるなどして、本件靴下のレインボー柄を周囲の者に見せつけようとしたり、他の傍聴人と共にレインボー柄の衣服等を示したりすることで示威行為やデモンストレーションの様相を呈することになるといったことを予見させる客観的な事情もなかった。

さらに、原告鈴木が着用していた本件靴下は、大手コンビニエンスストアのファミリーマートで長期間にわたり販売されていたものであり、社会的に多くの人が日常的に着用するもので、節度を欠くようなものでもなかった。

したがって、本件靴下を着用することは、手続の進行を妨害したり、法廷において一般に守られるべき節度を欠いたりするものではなく、「**法廷における裁判所の職務の執行を妨げ**」る行為、又は「**不当な行状**」のいずれにも該当しない。

(2) 対立の不存在

レインボー柄は性的マイノリティを象徴するレインボーフラッグに由来しており、現在では性的マイノリティのアイデンティティと連帯の意思を表象するものとして、日常的に衣服やアクセサリに使用されている。

仮に、性的マイノリティの当事者や「結婚の自由をすべての人に」訴訟により同性婚制度の実現を求める運動に対して批判的な信条を有する者により構成される対立的な集団が存在しており、従前から同性婚制度に賛同する集団とのいさかきが法廷又は裁判所の周辺で発生していたような場合においては、法廷でレインボー柄の衣服等を着用することにより、着用する者が同性婚制度に賛同する意思を有することが可視化され、対立集団の敵対心を煽る結果、法廷における傍聴人同士の暴行若しくは暴言又は喧騒行為が生じ、円滑な訴訟の進行が害されるということは観念的には一応は想定できる。

しかし、本件レインボー柄排除命令の時点において、性的マイノリティの当事者や「結婚の自由をすべての人に」訴訟により同性婚制度の実現を求める運動に対して批判的な信条を有する者により構成される対立的な集団が存在し、当該訴訟の支援者との間でいさかいが生じていたという客観的な事実はない（なお、仮にそのようないさかひがある程度具体的に予見されるとしても、そのいさかひの様態が、当該対立集団から同性婚制度の実現を求める支援者に対する一方的な威圧、脅迫等である場合、「**法廷における裁判所の職務の執行を妨げ**」る者は当該対立集団であり、当該支援者を「**法廷における裁判所の職務の執行を妨げ**」る者と認める理由にはならない。）。

したがって、本件靴下に起因する原告鈴木以外の者の行為により法廷の秩序が乱されるおそれもない、という意味において、本件靴下を着用することの「**法廷における裁判所の職務の執行を妨げ**」る行為、又は「**不当な行状**」の該当性は一層否定される。

(3) 期日の性質

原告鈴木が傍聴しようとしたのは判決言渡期日である。判決言渡期日においては、当事者や証人の訴訟活動は想定されておらず、当事者や証人が傍聴人の服装から心理的威圧を受け、十分な訴訟活動や証言ができない結果として「**裁判所の職務**」が妨げられる可能性は、抽象的にすら存在しない。

判決言渡期日における「**裁判所の職務**」とは、裁判官が行う判決の言渡しに尽きており、その性質上、傍聴人の行為、特に服装の如何によって妨害を受ける可能性は見いだしがたい。

かかる期日の性質は、本件靴下を着用することの「**法廷における裁判所の職務の執行を妨げ**」る行為の該当性を一層否定する。

(4) 本件靴下を着用することの相当性

「結婚の自由をすべての人に」訴訟は、日本国内の複数の同性カップルにより日本各地の裁判所に一斉提訴され、本件レインボー柄排除命令が出された本件福岡地裁判決期日時点においては、札幌地方裁判所及び名古屋地方裁判所で違憲判決、東京地方裁判所で違憲状態判決がなされるなど、社会的な注目度が高いものとなっていた。かかる状況においては、同性婚制度への賛同者、より広くは性的マイノリティ当事者の権利保障を信条とする者が傍聴人として傍聴することも当然に予見される。そのような傍聴人がレインボー柄の衣服を着用することは、社会的に相当性のある行為である。

このような社会的相当性は、「**不当な行状**」の該当性をより一層否定する事情である。

(5) 小括

以上のおり、いかなる観点からみても、原告鈴木が本件福岡地裁判決期日において本件靴下を着用して傍聴しようとした行為は、「**法廷における裁判所の職務の執行を妨げ**」る行為、又は「**不当な行状**」のいずれにも該当しない。

本件レインボー柄排除命令は、法廷警察権の行使要件を満たさず違法である。

2 本件バッジ排除命令（清水）は、法廷警察権の行使要件を満たさず違法である

(1) 本件バッジの様態、着用方法等

本件バッジは直径 21 mm であり、至近距離でなければどのようなバッジであるのか、何が描かれているのか、どのような意味を有するものか認識することができない。手に取ってはじめて、ごく小さい文字で「HAKAMATA SUPPORTERS CLUB」（1文字あたり、高さ約 2 mm、幅約 1 mm）、「幸せの花」（1文字あたり、高さ約 2 mm、幅約 2 mm）と書かれていることが分かる。光、音、匂いなど法廷の訴訟進行を害する要素も無い。よって訴訟関係人が心理的威圧を受けたり、忌避感を抱いたりする具体的な可能性はおよそ存在しない。周囲の傍聴人による傍聴を一切妨害するものでもない。

はちまき、ゼッケン、腕章等とは異なり、殊更に特定の意思、信条を有することを誇示し、意図的に訴訟関係人に心理的威圧を与えようとして着用される性質のものでもない。原告清水が殊更に本件バッジを周囲の者に見せつけようとしたということもない。他の傍聴人と示し合わせて、示威行為やデモンストレーションとして着用しようとしたのもない。

このような本件バッジの様態及び原告清水の着用方法からすれば、原告清水が、積極的に誇示、威圧したり、示威行為やデモンストレーションに利用したりする目的で本件バッジを着用していないことは客観的に認識できる。

(2) 対立の不存在

本件バッジは、袴田氏を応援する意思を有するものが入会金を支払って入会する本件クラブの会員章である。

仮に、袴田氏及び袴田氏に対する支援活動に対して批判的な信条を有する者により構成される対立的な集団が存在しており、従前から袴田氏を支援する集団とのいさかきが法廷又は裁判所の周辺で発生していたような場合においては、法廷で本件バッジを着用することにより、着用する者が袴田氏を支援する意思を有することが可視化され、対立集団の敵対心を煽

る結果、法廷における傍聴人同士の暴行及び暴言並びに喧騒行為が生じ、円滑な訴訟の進行が害されるということは観念的には想定できる。

しかし、本件バッジ排除命令（清水）の時点において、かかる対立集団とのいさかいはもちろん、対立集団が存在したという事実すら認められない。

したがって、本件バッジに起因する原告清水以外の者の行為により法廷の秩序が乱されるおそれは存在しない、という意味において、本件バッジを着用することの「法廷における裁判所の職務の執行を妨げ」る行為、又は「不当な行状」の該当性を一層否定することとなる。

(3) 期日の性質（本件再審公判第13回期日までの経緯等）

本件再審公判の第1回公判期日から、第13回公判期日までにおいては、少なくとも弁護人の一部が本件バッジを着用して各種の公判手続に臨んでいた。これらの期日において、訴訟の進行が本件バッジにより妨害されたということも、本件バッジを着用することが節度を欠いたということも全くなかった。特に、第10回公判期日から第12回公判期日までは鑑定人の尋問が行われており、裁判官と訴訟関係人の集中と公正かつ円滑な訴訟の運営が求められる期日であったが、本件バッジにより支障が生じたということはない。第13回公判期日から第14回公判期日までの間に、本件バッジの着用に関して何らかの事情変更が生じたということもない。

そうであれば、書証の取調べが行われることが予定されていた第14回公判期日において、原告清水による本件バッジの着用により「裁判所の職務」が妨げられる可能性は一層想定しがたい。

(4) 本件バッジを着用することの相当性

本件再審公判は、一度は袴田氏の死刑判決が確定していたこと、長きにわたり冤罪が疑われ再審請求が行われてきたこと、捜査機関による証拠の捏造の可能性が指摘されていたこと、再審請求に対する裁判所の判断も二転三転したこと、再審公判において検察が有罪立証を試みたこと等から、社会の耳目を集める裁判であった。袴田氏の境遇とともに、まさに原告清水が代表を務める本件クラブのような支援団体の存在も広く報道され、それらの存在は公知の事実となっていた。

かかる状況においては、袴田氏の支援者が傍聴人として傍聴することも当然に予見されるのであり、そのような者が支援の意思を表すバッジ等を着用して傍聴することは、社会的に相当性のある行為である。

このような社会的相当性は、「**不当な行状**」の該当性を一層否定する。

(5) 小括

以上のとおり、本件バッジの様態、原告清水による着用方法、従前の期日の経緯等に照らし、本件バッジを着用することは手続の進行を妨害したり、法廷において一般に守られるべき節度を欠いたりするものではなく、本件バッジの着用行為は「**法廷における裁判所の職務の執行を妨げ**」る行為、又は「**不当な行状**」のいずれにも該当しない。

本件バッジ排除命令（清水）は、法廷警察権の行使要件を満たさず違法である。

3 本件パーカー文字排除処置は、法廷警察権の行使要件を満たさず違法である

(1) パーカーの様態、着用方法等

本件パーカーの「HAKAMADA」の文字は、本件パーカーの背中側にあるから、通常、訴訟関係人は本件パーカーにその文字が入っていることを認識

できない。「FREE HAKAMADA」の文字は、一文字あたり、高さ約35mm、幅約20mmであり、特異なフォントや色で印字されているのではなく、華美な刺繍等で装飾されているのでもない。

訴訟関係人が本件パーカーの「HAKAMADA」という文字を認識したところで、本件パーカーを着用する者が本件再審公判に関心を寄せている、又は袴田氏を支援する意図で着用しているということは思い至るとしても、それ以上に心理的威圧を受けることは想定できない。

はちまき、ゼッケン、腕章等とは異なり、殊更に特定の意思、信条を有することを誇示し、意図的に訴訟関係人に心理的威圧を与えることを目的とする衣服でもない。原告清水が殊更に振り返るなどして訴訟関係人に「HAKAMADA」の文字を見せつけることや、他の傍聴人と示し合わせて示威行為、デモンストレーションに利用することを予見させる事実もなかった。

このような本件パーカーの様態及び原告清水の着用方法からすれば、原告清水が積極的に誇示、威圧したり、示威行為やデモンストレーションに利用したりする目的でパーカーを着用していないことは客観的に認識できる。

(2) 対立の不存在

本件パーカーは、本件クラブと同様に袴田氏を支援する組織の一つである本件支援委員会が実施したクラウドファンディングの返礼品である。

仮に、袴田氏及び袴田氏に対する支援活動に対して批判的な信条を有する者により構成される対立的な集団が存在しており、従前から袴田氏を支援する集団とのいさかいが法廷又は裁判所の周辺で発生していたような場合においては、法廷で本件パーカーを着用することにより、着用する者が袴田氏を支援する意思を有することが可視化され、対立集団の敵対心を

煽る結果、法廷における傍聴人同士の暴行若しくは暴言又は喧騒行為が生じ、円滑な訴訟の進行が害されるということは観念的には一応想定できる。

しかし、原告清水が本件パーカー文字排除処置を受けた時点において、かかる対立集団の存在やいさかいが生じていた事実はない。

よって、本件パーカーに起因する原告清水以外の者の行為により法廷の秩序が乱されるおそれは存在しない、という意味において、本件パーカーの文字を隠さずに着用することの「法廷における裁判所の職務の執行を妨げ」る行為、又は「不当な行状」の該当性は一層否定される。

(3) 期日の性質（本件再審公判第13回期日までの経緯等）

前記2・(3)のとおり、本件再審公判第14回期日の性質及び第13回期日までの経緯等を踏まえれば、書証の取調べが行われることが予定されていた第14回公判期日において、原告清水による本件パーカーの着用により「裁判所の職務」が妨げられる可能性は一層想定しがたいといえる。

(4) 本件パーカーを着用することの相当性

前記2(4)のとおり、本件再審公判は社会の耳目を集める裁判であり、支援団体の存在も公知の事実となっており、袴田氏の支援者が傍聴人として傍聴することも当然に予見される状況であった。

袴田氏の支援者が支援の意思を表象する本件パーカー等の衣服を着用することは、社会的に相当性のある行為である。

この点で、「不当な行状」の該当性は一層否定される。

(5) 小括

以上のとおり、本件パーカーを着用することは、手続の進行を妨害したり、法廷において一般に守られるべき節度を欠いたりするものではなく、

「法廷における裁判所の職務の執行を妨げ」る行為、又は「不当な行状」のいずれにも該当しない。

本件パーカー文字排除処置は、法廷警察権の行使要件を満たさず違法である。

4 本件バッジ排除命令（小川）は、法廷警察権の行使要件を満たさず違法である

(1) 本件バッジの様態、着用方法等

再論するが、本件バッジは直径 21 mm であり、至近距離でなければどのようなバッジであるのか、何が描かれているのか、どのような意味を有するものか認識することができない。手に取ってはじめて、ごく小さい文字で「HAKAMATA SUPPORTERS CLUB」（1文字あたり、高さ約 2 mm、幅約 1 mm）、「幸せの花」（1文字あたり、高さ約 2 mm、幅約 2 mm）と書かれていることが分かる。本件バッジ自体が光、音、匂いを発するものではない。原告小川以外の訴訟関係人が本件バッジを認識し、その文字を読んだとしても、その内容から心理的威圧を受けたり、忌避感を抱いたりすることは想定できない。

はちまき、ゼッケン、腕章等とは異なり、殊更に特定の意思、信条を有することを誇示し、意図的に訴訟関係人に心理的威圧を与えようとして着用される性質のものではない。当然ながら、原告小川が、その弁護士としての公判廷での活動の中で、弁護士としての行為を逸脱し、殊更に本件バッジを周囲の者に見せつけようとしたということもない。袴田弁護団の弁護士の中においても、本件バッジを着用していない者もおり、袴田弁護団の弁護士と示し合わせて本件バッジを利用した示威行為やデモンストレーションを行ったのでもない。

このような本件バッジの様態及び原告小川の着用方法からすれば、原告小川が、積極的に誇示、威圧したり、示威行為やデモンストレーションに利用したりする目的で本件バッジを着用していないことは客観的に認識できる。

(2) 対立の不存在

本件バッジは袴田氏を応援する意思を有するものが入会金を支払って入会する本件クラブの会員章である。

再論するが、仮に、袴田氏及び袴田氏に対する支援活動に対して批判的な信条を有する者により構成される対立的な集団が存在しており、従前から、本件クラブ自身も当事者となり、袴田氏を支援する集団とのいさかきが法廷又は裁判所の周辺で発生していたような場合においては、法廷で本件バッジを着用することにより、着用する者が袴田氏を支援する意思を有することが可視化され、対立集団の敵対心を煽る結果、法廷における暴行若しくは暴言又は喧騒行為が生じ、円滑な訴訟の進行が害されるということは観念的には一応想定できる。

しかし、原告小川が本件バッジ排除命令(小川)を受けた時点において、かかる対立集団とのいさかいはもちろん、対立集団が存在したという事実すら認められない。

したがって、本件バッジに起因する原告小川以外の者の行為により法廷の秩序が乱されるおそれも存在しない、という意味において、本件バッジを着用することの「法廷における裁判所の職務の執行を妨げ」る行為、又は「不当な行状」の該当性は、より一層否定される。

(3) 期日の性質（本件再審公判第14回期日までの経緯等）

本件再審公判の第1回公判期日から、第14回公判期日の休憩時間に取り外すよう命令を受ける時点まで、原告小川及び一部の弁護人は継続して本件バッジを着用していた。

当該命令があった時点までに、原告小川及び一部の弁護人が本件バッジを着用することにより、訴訟の進行の妨害をもたらすこと、又は節度を欠くに至ることはなかった。特に、第10回公判期日から第12回公判期日までは鑑定人の尋問が行われており、一層裁判官と訴訟関係人の集中と公正かつ円滑な訴訟の運営が求められる期日であったが、本件バッジにより支障が生じたということはない。

本件バッジ排除命令（小川）の直前に、法廷の秩序が乱れるのを予防するために何らかの措置を取る必要が生じたという事情もなく、実際に、原告小川は本件再審公判第14回期日の休憩時間に受けた取外しの命令には従わず、休憩明けの公判廷で引き続き本件バッジの着用を継続したが、何らの支障も生じなかった。

そうであれば、若干の書証の取調べ、論告求刑、弁論及び補佐人の最終陳述が行われることが予定されていた第15回公判期日並びに判決言渡期日において、原告小川による本件バッジの着用により「裁判所の職務」が妨げられる可能性は一層想定しがたく、その他本件バッジ排除命令（小川）を正当化する事情はない。

(4) 本件バッジを着用することの相当性

前記2(4)のとおり、本件再審公判は社会の耳目を集める裁判であり、支援団体の存在も公知の事実となっていた。当該裁判における弁護人は、袴田氏の無罪判決獲得という点において、そのような支援団体と目標を共有するのみならず、実際の訴訟手続において主体的に弁護権を行使する立場

にある。そのような者が袴田氏に対する支援の意思を表象するバッジ等を着用して弁護活動を行うことは、被告人又は補佐人の心理的安定や支援団体との連帯という点で防御権の実質化に資する弁護権の行使の一環というべきで、社会的に相当性のある行為である。

このような社会的相当性は、「**不当な行状**」の該当性をより一層否定する事情となる。

(5) 小括

以上のおり、本件バッジの様態、原告小川による着用方法、従前の期日の経緯等に照らせば、本件バッジを着用することは手続の進行を妨害したり、法廷において一般に守られるべき節度を欠いたりするものではなく、本件バッジの着用は「**法廷における裁判所の職務の執行を妨げ**」る行為、又は「**不当な行状**」のいずれにも該当しない。

本件バッジ排除命令（小川）は、法廷警察権の行使要件を満たさず違法である。

第6 本件各命令・処置はいずれも国家賠償法第1条第1項の規定にいう違法な公権力の行使にあたる

1 レペタ訴訟最大判の判断枠組みとしての「特段の事情」

レペタ訴訟最大判は、前述のおりメモを取ることを一般的に禁止し被告人にこれを許可しなかった法廷警察権の行使が法律の要件を満たさないことを確認しつつ、「**(法廷警察権)に基づく裁判長の措置は、それが法廷警察権の目的、範囲を著しく逸脱し、又はその方法が甚だしく不当であるなどの特段の事情のない限り、国家賠償法一条一項の規定にいう違法な公権力の行使ということとはできない**」とする。

その上で、レペタ訴訟最大判は、ここにいう「特段の事情」の検討において、「過去においていわゆる公安関係の事件が裁判所に多数係属し、荒れる法廷が日常であった当時には、これらの裁判の円滑な進行を図るため、各法廷において一般的にメモを取ることを禁止する措置を執らざるを得なかったことがあり、全国における相当数の裁判所において、今日でもそのような措置を必要とするとの見解の下に、本件措置と同様の措置が執られてきていることは、当裁判所に顕著な事実である。」とした上で、これに続けて「しかし、本件措置が執られた当時においては、既に大多数の国民の裁判所に対する理解は深まり、法廷において傍聴人が裁判所による訴訟の運営を妨害するという事態は、ほとんど影をひそめるに至っていたこともまた、当裁判所に顕著な事実である。裁判所としては、今日においては、傍聴人のメモに関し配慮を欠くに至っていることを率直に認め、今後は、傍聴人のメモを取る行為に対し配慮をすることが要請されることを認めなければならない。」として、傍聴人が訴訟の運営を妨害し法廷の秩序が乱されるという事態がほとんど起きていないことを認定した。他方で、「本件措置が執られた当時には、法廷警察権に基づき傍聴人がメモを取ることを一般的に禁止して開廷するのが相当であるとの見解も広く採用され、相当数の裁判所において同様の措置が執られていた」から、「前示のような特段の事情があるとまではいえない」として、「国家賠償法一条一項の規定にいう違法な公権力の行使に当たるとまでは、断ずることはできない。」と判示した。

2 「荒れる法廷」は遙か昔のことである

ここで述べられているとおり、確かにかつて、「荒れる法廷」が問題とされた時代も存在した。すなわち、昭和30年代から40年代にかけて安保闘争、労働運動や学生運動が盛んだった時代、特定の裁判においては、被

告人と同調する傍聴人により、傍聴席の大部分が占拠され、野次、シュプレヒコール、退廷命令の執行の妨害等、通常の審理を困難にする言動が行われたこともあった。このような場合においては、「**法廷における裁判所の職務の執行を妨げ、又は不当な行状をする者**」という裁判所法第71条第2項の要件が充足され、適切な法廷警察権の行使による法廷の秩序の回復が裁判長の責務として求められることもあった。

しかし、レペタ訴訟最大判が認めるとおり、同最大判当時（平成元年）にしてすでに、「**法廷において傍聴人が裁判所による訴訟の運営を妨害するという事態は、ほとんど影をひそめるに至って**」いた。それからさらに約35年が経過している。傍聴人により訴訟の運営を妨害する事態などほとんど生じていない。

また、「結婚の自由をすべての人に」訴訟や袴田事件のように社会の耳目を集める裁判に関して、「**法廷警察権に基づき**」、本件各命令・措置のような当事者への支援の意思を表象するものを一律に排除することが「**相当であるとの見解**」などが「**広く採用され、相当数の裁判所において同様の措置が執られていた**」といった事情もない。

このような状況において、本件各命令・処置いずれについても、およそ法律の要件を満たす可能性が全く見られないにもかかわらず、観念的なリスクを過大に評価し、傍聴人や弁護人の服装等に介入することは、もはや「**法廷警察権の目的、範囲を著しく逸脱し、又はその方法が甚だしく不当である**」というほかなく、「**特段の事情**」が優に認められる。

以下では、このことに補足的事情を加えて、本件各命令・措置は法律の目的・範囲を逸脱し、かつ行使の方法も甚だしく違法であり、かかる「**特段の事情**」が認められることは、より一層明らかであることを説明する。

3 本件レインボー柄排除命令は、国家賠償法第1条第1項の規定にいう違法な公権力の行使にあたる

(1) 目的、範囲の著しい逸脱

本件レインボー柄排除命令に際して、裁判長上田は、裁判所職員をして、レインボー柄のマスクを白色マスクに付け替えさせ、その他レインボー柄の衣服をガムテープで隠させるための準備をさせていた。

しかし、前記第5・1・(2)のとおり、レインボー柄に反発する対立集団は存在せず、その他レインボー柄により法廷の秩序維持ができなくなることを予見させる事情は抽象的にすらなかった。すなわち裁判長上田を裁判長とする裁判体は、法廷の秩序維持そのものではなくレインボー柄の排除を目的としていた。排除それ自体を目的とする本件レインボー柄排除命令は、法的警察権の目的を著しく逸脱するものである。

また、前述のとおり、本件レインボー柄排除命令は法廷警察権行使の要件を到底満たし得ないことが客観的に明らかなものであり、法廷警察権の範囲を著しく逸脱している。

(2) 方法の甚だしい不当性

本件靴下の様態等は前記第5・1・(1)で述べたとおりであり、およそ法廷の秩序を乱すものではなかったため、本件靴下のレインボー柄をガムテープで隠す、又は原告鈴木が実際に行ったように折り込んで隠すといった命令により法廷の秩序が回復できる、又は法廷の秩序が乱れることを予防できるという関係にはない。

他方、本件レインボー柄排除命令に応じなければ入廷を認めないとしている点で、傍聴の自由を強く制限しており、かつ、原告鈴木に対するアイデンティティの侵襲である。このように、法廷警察権の行使により得られ

る利益と失われる利益のバランスを著しく欠き、方法として甚だしく不当である。

なお、本件靴下の一部のレインボー柄さえも隠すことを傍聴人に命じたという点で、訴訟の取材に来ていた記者にも問題視され、原告鈴木も取材を受けている（甲8）。この事実は、本件レインボー柄排除命令が社会通念と合致せず、通常人をして強い違和感を生じさせるものであることを示している。

(3) 小括

よって、本件レインボー柄排除命令は、法廷の秩序の維持という法廷警察権の目的を著しく逸脱しており、およそ本件靴下の着用行為が裁判所法第71条第2項の要件に該当し得ないにもかかわらず法廷警察権の行使として当該命令をなしたという点においてその範囲を著しく逸脱しており、かつ、法廷警察権の行使の方法も甚しく不当である。

裁判長上田による本件レインボー柄排除命令には、「それが法廷警察権の目的、範囲を著しく逸脱し、又はその方法が甚だしく不当であるなどの特段の事情」が認められ、国家賠償法第1条第1項における違法な公権力の行使にあたる。

4 本件バッジ排除命令（清水）は、国家賠償法第1条第1項の規定にいう違法な公権力の行使にあたる

(1) 目的、範囲の著しい逸脱

裁判長國井は、一連の本件再審公判において、実際に法廷の秩序の維持のために必要性があるかどうかを検討して法廷警察権を行使するのではなく、専ら袴田氏への支援を表象する物を発見次第、一律に排除することを目的に法廷警察権を行使していた。

すなわち、第14回公判期日において原告清水に対して直接本件バッジを外す指示をしたのは、原告清水が袴田氏の支援者であることを従前から知っていた土屋管理官が、入廷前の所持品検査中に原告清水が着用する本件バッジの存在を認識したためである。すなわち裁判所において、それまでは本件バッジが袴田事件と関係のあるものと気づかず、外す指示等をしていなかったが、土屋管理官が原告清水が着用していることを認めることにより、本件バッジも袴田氏を支援する意思を表象することを認識し、排除のための措置を検討するに至ったと考えられる。このことは、本件再審公判の第1回公判期日から第13回公判期日まで弁護人の一部及び補佐人の袴田ひで子が本件バッジを着用していたにもかかわらず、第14回公判期日の途中休憩の時間に至り、わざわざ弁護人が着用していた本件バッジを間近で確認して初めて、本件バッジを取り外す旨の命令が行われたことから分かる。

このような本件再審公判の一連の経緯に照らすと、本件バッジ排除命令の目的は、法廷の秩序の維持ではなく、バッジを外させること自体にあるといえ、これは法的警察権の目的を著しく逸脱するものである。

また、前述のとおり、本件バッジ排除命令（清水）は法廷警察権行使の要件を到底満たし得ないものであり、法廷警察権の範囲を著しく逸脱している。

(2) 方法の甚だしい不当性

本件バッジの様態等は前記第5・2・(1)で述べたとおりであり、およそ法廷の秩序を乱すものではなかったため、本件バッジを取り外させる命令は法廷の秩序が回復する、又は法廷の秩序が乱れることを予防できるという関係にはない。

他方、本件バッジ排除命令（清水）は、入廷前に取外しを命じ、これに応じなければ入廷を認めないという点で、傍聴の自由を強く制限しており、かつ、原告清水に対するアイデンティティの侵襲である。

本件バッジ排除命令（清水）は、法廷警察権の行使により得られる利益と失われる利益のバランスを著しく欠き、方法として甚だしく不当である。

(3) 小括

よって、本件バッジ排除命令（清水）は、法廷の秩序の維持という法廷警察権の目的を著しく逸脱しており、およそ本件バッジの着用行為が裁判所法第71条第2項の要件に該当し得ないにもかかわらず法廷警察権の行使として当該命令をなしたという点においてその範囲を著しく逸脱しており、かつ、法廷警察権の行使の方法も甚しく不当である。

裁判長國井による本件バッジ排除命令（清水）には、「それが法廷警察権の目的、範囲を著しく逸脱し、又はその方法が甚だしく不当であるなどの特段の事情」が認められ、国家賠償法第1条第1項における違法な公権力の行使にあたる。

5 本件パーカー文字排除処置は、国家賠償法第1条第1項の規定にいう違法な公権力の行使にあたる

(1) 目的、範囲の著しい逸脱

再論するが、裁判官國井は、一連の本件再審公判において、実際に法廷の秩序の維持ために必要性があるかどうかを検討して法廷警察権を行使するのではなく、専ら袴田氏への支援を表象する物を発見次第、一律に排除することを目的に法廷警察権を行使していた。

一連の本件再審公判の期日における経緯から、裁判長國井には、本件パーカー文字排除処置を含め、法廷の秩序の維持ではなく、袴田氏を支援す

ることを表象するものをすべて排除すること自体に法廷警察権行使の目的があったといえるが、これは法的警察権の目的を著しく逸脱するものである。

また、前述のとおり、本件パーカー文字排除処置は法廷警察権行使の要件を到底満たし得ないものであり、法廷警察権の範囲を著しく逸脱している。

(2) 方法の甚だしい不当性

本件パーカーの様態等は前記第5・3・(1)で述べたとおりであり、およそ法廷の秩序を乱すものではないところ、本件パーカーの「HAKAMADA」の文字に対して実際にとられた措置は、文字の上から養生テープを貼って隠そうとするというものであった。しかも、養生テープ1枚では文字が透けてしまうことから、重ねて養生テープが貼られた。

その結果、かえってその様子を見た他の者をして違和感を抱かせる異様な服装になり、そのような措置が取られた経緯を原告清水に取材する記者まで現れた（甲10）。

原告清水にとっても、そのような異様な服装をさせられる点で奇異の目を向けられることにもつながる精神的負担の大きいものとなった。

このように、裁判長國井及びその指示を受けた裁判所職員が、対象となる行為について、実際に周囲の者にどのような影響を与え、いかなる意味で法廷の秩序が乱されるかどうかを検討せずに、ただ袴田氏への支援を表象する物の一律排除という目的で法廷警察権を行使した結果、本件パーカー文字排除処置は法廷の秩序の維持に資する効果がなく、むしろ有害な法廷警察権の行使であった。

他方、本件パーカー文字排除処置は、これに応じることを傍聴の条件とする点で傍聴の自由を強く制限しており、かつ原告清水に対するアイデンティティの侵襲である。

よって、本件パーカー文字排除処置は、法廷警察権の行使により得られる利益と失われる利益のバランスを著しく欠き、甚だしく不当な措置といえる。

(3) 小括

よって、本件パーカー文字排除処置は、法廷の秩序の維持という法廷警察権の目的を著しく逸脱しており、およそ本件パーカーの着用行為が裁判所法第71条第2項の要件に該当し得ないにもかかわらず法廷警察権の行使として当該命令をなしたという点においてその範囲を著しく逸脱しており、かつ、法廷警察権の行使の方法も甚しく不当である。

裁判長國井による本件パーカー文字排除処置には、「それが法廷警察権の目的、範囲を著しく逸脱し、又はその方法が甚だしく不当であるなどの特段の事情」が認められ、国家賠償法第1条第1項における違法な公権力の行使にあたる。

6 本件バッジ排除命令（小川）は、国家賠償法第1条第1項の規定にいう違法な公権力の行使にあたる

(1) 目的、範囲の著しい逸脱

再論するが、本件バッジについて第13回公判期日まで取り外すことを求める命令等はなく、第14回公判期日に近接した時期に何らかの事情の変更もないにもかかわらず、土屋管理官が、原告清水が着用していることをもって本件バッジも袴田氏を支援する意思を表象することを認識し、排除のための措置に至ったものであり、第14回公判期日の途中休憩の時間

に至って初めて、本件バッジを取り外す旨の命令を行っていることから、裁判長國井は、一連の本件再審公判において、実際に法廷の秩序の維持のために必要性があるかどうかを検討して法廷警察権を行使するのではなく、専ら袴田氏への支援を表象する物を発見し次第一律に排除することを目的に法廷警察権を行使していたといえる。これは法的警察権の目的を著しく逸脱するものである。

また、前述のとおり、本件バッジ排除命令（小川）は法廷警察権行使の要件を到底満たし得ないものであり、法廷警察権の範囲を著しく逸脱している。

(2) 方法の甚だしい不当性

本件バッジの様態等は前記第5・4・(1)で述べたとおりであり、およそ法廷の秩序を乱すものではなかったため、本件バッジを取り外させることにより、法廷の秩序が回復する、又は法廷の秩序が乱れることを予防するという関係にはないものであった。

一方で、本件バッジ排除命令（小川）は、これに従わなければ原告小川を袴田氏の弁護活動から外させることを意味しており、その点で原告小川の弁護権を侵害するものであるし、袴田氏の弁護を受ける権利をも侵害するものでもある。また、袴田事件において原告小川が本件バッジを付けて訴訟行為をすることは弁護活動の一環に位置付けられるものであり、本件バッジの取外しを命じること自体、原告小川の弁護権という重要な権利を制約するものである。特に、第15回公判期日は、論告求刑、弁論及び最終陳述が予定されており、一層充実した弁護権の行使が求められる期日である。

よって、本件バッジ排除命令（小川）は、法廷警察権の行使により得られる利益と失われる利益のバランスを著しく欠き、方法として甚だしく不当である。

(3) 小括

よって、本件バッジ排除命令（小川）は、法廷警察権の目的を著しく逸脱しており、およそ本件バッジの着用行為が裁判所法第71条第2項の要件に該当し得ないにもかかわらず法廷警察権の行使として取外しを命令しているという点においてその範囲を著しく逸脱するものであり、かつ、法廷警察権の行使の方法も甚しく不当である。

裁判長國井による本件バッジ排除命令（小川）には、「それが法廷警察権の目的、範囲を著しく逸脱し、又はその方法が甚だしく不当であるなどの特段の事情」が認められ、国家賠償法第1条第1項における違法な公権力の行使である。

第7 原告らそれぞれに生じた損害

1 原告鈴木について

原告鈴木は、本件レインボー柄排除命令により、自身のアイデンティティに対して強い侵襲を受け、多大な精神的苦痛を被った。

この精神的苦痛を金銭にあえて換算するならば、金100万円を下ることとはない。

また、このような裁判官の行為の違法性を訴訟にて争うには代理人弁護士による訴訟活動が必要不可欠であることから、少なくとも損害額の1割に相当する金員（10万円）は、弁護士費用相当損害金として、本件レインボー柄排除命令と因果関係のある損害にあたる。

2 原告清水について

原告清水は、本件バッジ排除命令（清水）及び本件パーカー文字排除処置により、自身のアイデンティティに対して強い侵襲を受け、また、養生テープを幾重にも貼られた奇異な服を着用せざるを得なくされるという点で、多大な精神的苦痛を被った。

この精神的苦痛をあえて金銭に換算するならば、金100万円を下ることはない。

また、このような裁判官の行為の違法性を訴訟にて争うには代理人弁護士による訴訟活動が必要不可欠であることから、少なくとも損害額の1割に相当する金員（10万円）は、弁護士費用相当損害金として、本件バッジ排除命令（清水）及び本件パーカー文字排除処置と因果関係のある損害にあたる。

3 原告小川について

原告小川は、本件バッジ排除命令（小川）により、自身のアイデンティティに対して強い侵襲を受けるとともに、弁護権を侵害・制約され、多大な精神的苦痛を被った。

この精神的苦痛をあえて金銭に換算するならば、金100万円を下ることはない。

また、このような裁判官の行為の違法性を訴訟にて争うには代理人弁護士による訴訟活動が必要不可欠であることから、少なくとも損害額の1割に相当する金員（10万円）は、弁護士費用相当損害金として、本件バッジ排除命令（小川）と因果関係のある損害にあたる。

第8 結論

よって、

原告鈴木は、被告に対し、本件レインボー柄排除命令という裁判長上田の違法な公権力の行使により被った損害の賠償請求として、金 1 1 0 万円、及び、これに対する訴状送達の日から支払済みまで民法所定の年 3 パーセントの割合による遅延損害金を、

原告清水は、被告に対し、本件バッジ排除命令（清水）及び本件パーカー文字排除処置という裁判長國井の違法な公権力の行使により被った損害の賠償請求として、金 1 1 0 万円、及び、これに対する訴状送達の日から支払済みまで民法所定の年 3 パーセントの割合による遅延損害金を、

原告小川は、被告に対し、本件バッジ排除命令（小川）という裁判長國井の違法な公権力の行使により被った損害の賠償請求として、金 1 1 0 万円、及び、これに対する訴状送達の日から支払済みまで民法所定の年 3 パーセントの割合による遅延損害金を、それぞれ求める。

以 上

証拠方法

証拠説明書記載のとおり

添付書類

1	訴訟委任状	計 3 通
2	訴状副本	1 通
3	証拠の写し	各 2 通
4	証拠説明書	2 通